

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（案）」に対する意見と県の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年1月13日（木）～2月10日（木）
 2 意見提出者数 8名（35件）
 3 提出された意見の概要と県の考え方

※趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。
 ※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

番号	意見等	県の考え方
I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実		
1	<p>「連続性のある多様な学びの場」として、通常学級と特別支援学級の間を狭めるように、「通級指導教室」の充実が必要であると強く感じている。特に、軽度の自閉症やADHD、LD等を指導する通級指導教室の増設をお願いしたい。</p> <p>是非とも、22ページの目標項目に加えていただき、目に見える形で推進していただきたい。</p>	<p>引き続き、市町村教育委員会とも連携しながら「通級による指導」の更なる充実を目指していきます。</p>
2	<p>就学相談において、特別支援学校は薦めるが、普通学級を薦めない、ケースがあると聞きます。普通学級も選択肢にあることを必ず伝えることを明記してほしいです。</p> <p>また、支援学級でさえ、入ってほしくない雰囲気のある学校もあると聞きました。人員や、手間がかかることを恐れていることだとも思います。教育者側が、そのような態度では、安心して子どもを任せられません。先生たちが、安心して、障がいのある子どもを受け入れられる人的体制の整備をお願いします。</p>	<p>幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応え、その時点で最も適切な指導が提供できるよう、多様な学びの場を整備するとともに就学相談体制の充実を図り、共生社会の形成に向けた取組を進めていきます。</p>
3	<p>就学相談についてです。</p> <p>発達や育ちに心配のあるお子さんの保護者にとって、小学校入学は大きな心配事です。</p> <p>近隣の児童発達支援の事業所では特別支援学校よりコーディネーターの先生を招き、学校案内、就学先の決定についての説明会を行っていると聞きます（コロナ禍で中止となっているかもしれません）。</p> <p>発達や育ちに心配がありながらも地域の保育園等に通うお子さんに対しては、入学前に就学先決定までの流れについての情報がない場合が多いようです。</p> <p>保護者が相談先を探して就学相談のアポを取ることは大変なエネルギーが必要です。もし就学相談に繋がることのできた場合は丁寧に相談に乗って頂き、学校見学などの対応を受けることができますが、就学相談の存在すら知らない保護者が大半であると感じます。</p> <p>就学先について不安のある場合の相談先や、どのような対応を受けられるか等の情報を、就学相談を活用するしないに関わらず全ての保護者に分かりやすく周知することが必要だと感じます。</p>	<p>相談窓口の周知を図り、就学相談及び早期からの教育的支援の充実に取り組むことで、保護者が安心して就学や教育相談を受けられるようにしていきます。</p>

4	<p>県相談機関についてです。 お子さんの発達や不登校に悩む保護者から、県の教育センターや子どもと親のサポートセンターで相談に乗って頂いたり、講習会に参加してとても救われたという話を時々耳にしています。 一方で、そのような機関の情報が届かない保護者は多いようです。 リーフレットやチラシ、ウェブページで周知を図っておられると思いますが、さらに方法を考えるべきかと思います。 多くの保護者にとっての窓口は学級担任の先生だと思いますが、先生方によって持っている情報量は違います。各学校にメール等で周知をされているのかもしれませんが、コーディネーターの先生をうまく頼る等、必要な情報が必要な方に届くよう対策が必要だと感じます。</p>	<p>保護者や各学校が必要な情報を得られるよう、相談機関の周知の徹底に努めるとともに、関係機関による情報の共有を図っていきます。</p>
5	<p>特別支援学級における実情に合った教育課程の編成についてです。 保護者の話題によく挙がるのが宿題の大変さです。宿題だけではありませんが、学年相当の学習に明らかに追いついていないお子さんの場合は、下学年の内容に切り替えるなどその子に応じた学習課題をお願いしたところですが、学校の先生もなかなか対応して頂くことが難しいようです。 学習指導要領に沿って、平等に学力を授けるのも学校の大切な役割だと思いますが、毎日の宿題を見る保護者の労力は大きく、親子関係も決していい方向にはいかないようです。 地味なことのようにですが、見過ごせない課題だと感じます。宿題に充てる時間をもっと有意義なものにできれば、毎日の積み重ねで将来に大きく影響するのではないのでしょうか。 学校の先生が、お子さんと保護者とも合意の上であれば、学習内容を見直し、その子の能力に合ったものに柔軟に変更できるような体制がとれるよう願います。</p>	<p>保護者と連携を密にしつつ、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、幼児児童生徒が充実感、達成感を感じられるよう教育の充実を図っていきます。</p>
6	<p>副次的な籍の研究・検討についてです。 お子さんの就学先について特別支援学校か居住地の学校の特別支援学級かで迷う保護者にとって、地域の他の子ども達や住民との交流は大変気になるところです。一生をその地域で過ごすことを考えると、子どもの特性に合った教育を受けられる価値と同様に、居住地の一員として認識されることは大切です。 現在も交流の取り組みは行われていると思いますが、特別支援学校、受け入れ側の学校双方にとって、さらに負担が少なく、活発に取り組めるよう願います。 どんなお子さん達にとっても、理想は障害の有無にかかわらず同じ校舎で共に過ごすことだと思います。他地域で副次的な籍については実績があると聞いていますので、検討を進めて頂くことを期待します。</p>	<p>副次的な籍については、他県の取組状況を把握した上で、市町村教育委員会や幼稚園、小・中学校と連携を図りながら研究を進めていきます。</p>

7	<p>「障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実」の中で「インクルーシブ教育システムの理念」に触れているが、小中高すべての学校で特別支援教育を推進することを掲げるのであれば、車椅子の生徒がいつ入学してきてもいいように、また、車椅子の保護者が授業参観や保護者面談に気兼ねなく参加できるように、小中学校だけではなく、すべての高校にもスロープやエレベーターを設置するように年次計画を立てる項目を設けるべきではないか。</p>	<p>障害のある幼児児童生徒が将来の自立や社会参加に向けて適切な環境で学べるよう、施設・設備、学習環境の整備に努めていきます。</p>
8	<p>通常学級の授業へ参加する「交流及び共同学習を進めることが重要」という思いが、教員も保護者も先行しているように感じる。</p> <p>しかしながら、本計画にも記載（3ページ）されているとおり、交流及び共同学習においても、「授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持っているかどうか、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか」が最も本質的な視点である。このような考えが浸透し、広がるよう、具体的な方策をもって進めていただきたい。</p>	<p>個々の教育的ニーズに応じた学習活動の充実を図り、幼児児童生徒一人一人が実感、達成感を持ちながら学ぶことができるようにしていきます。その上で、個々の実態に応じた交流及び共同学習の充実に努めていきます。</p>
9	<p>医療的ケア児の通学支援について、事業者が参入しやすい体制を整備すると同時に、対応可能な事業者の育成についても検討いただきたい。</p>	<p>医療的ケア児の通学支援体制の整備に向けて、具体的に検討していきます。</p>
10	<p>医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討について 看護師の確保がとても難しいのだとおもいます。知人で、他県の特別支援学校につとめた経験のある看護師が、学校は、制約が多くてとてもつとめていられずやめてしまった、と言っていました。医療事故を恐れての事だとおもいますが、経験のある看護師ですら、そういうことをいっていたので、お互いの信頼関係を築き、専門家には、ある程度まかせる、という事も大事だと思います。人が確保されなければ、しくみができても、子どもを預かってもらう、ケアしてもらうことはできません。また、病院などの臨床以外にも、看護の仕事があることを、看護学校で教えたり、広く、社会に知って貰うことも大切だと思います。</p>	<p>医療的ケア看護職員の認知向上を図れるよう、学校における医療的ケアや、医療的ケア看護職員の意義や役割等について、医療、福祉、教育等の関係機関に周知を図っていきます。</p>

II 特別支援学校の整備と機能の充実		
11	<p>2. 「特別支援学校設置基準」の運用について</p> <p>いうまでもなく、国による「特別支援学校設置基準」の策定の主旨は、特別支援学校の教育環境の改善です。ただし、今回の「設置基準」には、過密化解消のカギともいえる学校の適正規模について上限規定がなかったり、「校舎に備えるべき施設についても教室、自立活動室、図書室、職員室」が上げられたりしていますが、特別の事情があるときは、「教室と自立活動室の兼用が可」とあるなど、過密化、狭隘化の著しい学校では、自立活動室が単独で配置される保障はありません。児童生徒の実態に即し、教育活動を円滑に進めるためには、これ以外にプレイルーム、視聴覚室、調理室、生徒更衣室、ケアルーム（音に敏感な子やパニック等になった子どもが落ち着ける部屋）、教育相談室、教材保管室、中高等部の作業室等がどうしても必要です。また、教室の広さの規定もなく、複数学級での教室使用の歯止めにはならないなどの問題もあります。教室不足については、令和2年の県の調査でも2学級合同使用289教室、3学級合同使用81教室、4学級以上13教室、計387教室という結果が出ています。</p> <p>「第3次特別支援学校整備計画（案）」には、「客観的に不足教室数を把握することが困難」として「受け入れ規模」という指標を用いていますが、現場で必要なのは、「普通教室」が学級数に応じて確保され、その上で用途に応じた特別教室があるということです。かつて対県交渉で、現場の窮状を訴えた際、合同使用には、教育的な意味があるかのような答弁を受けたことがあります。「第3次県立特別支援学校整備計画（案）」（第2章第2節3）に図示されている特別教室の転用や教室の合同使用は、「工夫して対応」というより、現場の「苦肉の策」であるということ強く訴えます。</p>	<p>教室の合同使用については、教育的効果を期待して実施する場合と過密対応による場合があります。過密対応による合同使用については、やむを得ず対応している旨の記述に変更しました。</p> <p>今後とも、必要な教室が確保できるよう、教育環境の改善に努めてまいります。</p>
12	<p>「設置基準」では、既存の特別支援学校について、「当分の間、なお、従前の例によることができる」とありますが、附則の中に特別支援学校の教室不足の解消について「集中取り組み期間」の策定を求めているため、具体的な対策を望みます。</p> <p>1979年の養護学校義務制実施前の7年間で、全国で350校が新設されました。その背景には、「公立養護学校整備特別措置法」があり、この時期、国庫補助率が3分の2に引き上げられました。このような国への働きかけをぜひ、千葉県からも行ってください。</p>	<p>既存の特別支援学校への対応については、設置基準の趣旨を踏まえ、各学校の状況に応じて個別に対応を検討してまいります。</p>
13	<p>今後の対応としては、本計画では、第2次推進基本計画を引き継ぐ形で、①県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等を活用した学校の新設 ②既存校舎の増築等（第3章第2節1）とありますが、なぜ用地取得からの新設校を建設しないのでしょうか。小中学校の統合や県立高校の統廃合ありきで、学校建設が決まってくる、そんな理不尽なことはおかしいと思います。</p> <p>現在、人口が急増している流山市を学区に抱えている柏特別支援学校では、小学部1年生の入学希望者が30～40人といった年もあるそうです。</p> <p>「第3次県立特別支援学校整備計画（案）」には、流山地域への対応予定がないということは、この地域には、廃校等の学校がないということです。このようなことが生じないよう、早急に校舎、校地を取得した新設校の建設を要望します。</p>	<p>新設校設置については、特に過密状況の著しい特別支援学校の通学区域周辺においては、学校を建設できる広さの用地を確保することが難しいことから、用地の検討・取得までに相当の期間を要します。しかし、過密状況への対応は急務であることから、現状可能な手法として、県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校舎等を活用することとしました。</p> <p>なお、特別支援学校の整備計画については、全県的な視野に立って、地域の実情や在籍者数の推移等を勘案しながら策定する必要があります。各学校の在籍者数の増減や学校を取り巻く状況等について引き続き注視し、前期計画に整備を位置付けた県立特別支援学校以外においても、その状況に応じて必要な対応を検討してまいります。</p>

14	<p>病院に入院している児童生徒の学習保障 学校長や市町村教育委員会が「対応できない」と判断するのではなく、可能な限りシステムが導入できるよう県の主導ですすめていただきたい。</p>	<p>県内各地にある病院に入院している児童生徒の学習保障に資するよう、ICTを活用し、どの病院にいても学習ができるシステムの研究を小・中学校等と連携を図りながら進めていきます。</p>
15	<p>寄宿舎の新たな活用方法の在り方についての研究 特別支援学校に在籍している全員が併設の寄宿舎を利用できるよう、新たな活用方法を探っていただきたい。現在は、自立している児童生徒しか利用の対象としておらず、その対象も1割程度の学校もあり、人数は年々減っている。それに伴い、寄宿舎を廃止しようとする動きがあるが、寄宿舎は医療的ケア児や重度心身障害児の家族にとっても、送迎ができないときの唯一の砦となる施設である。保護者の都合で、学校に行けないなどの状況を改善できる効果も大きい。(仮称)寄宿舎の在り方検討委員会ではぜひとも「児童生徒の発達保障」と「児童生徒の家族支援」の観点を取り入れて、寄宿舎の将来について考えてほしい。</p>	<p>特別支援学校卒業後の生活を見据えて、児童生徒が自立し社会参加できるようになることを目指し、「(仮称)寄宿舎の在り方検討委員会」を開催し、これまでの機能に加えて生活体験を行うための短期入舎など、寄宿舎の新たな活用方法の在り方について研究していきます。</p>
16	<p>今、町教育委員会での一番の困り感は、町就学支援委員会における「児童生徒の検査等の結果が必要」となることにある。専門家である医師や心理士、言語聴覚士等に集まりいただき、児童生徒一人一人の進路先を含め、具体的な支援方法等について、ご審議をいただくわけであるが、そのためにも、諸検査の結果は欠かせない。知能検査や社会能力検査等の結果に基づき、ご審議いただく以上、当然のことと言える。 就学前の児童については、専門の方に依頼できるよう財政当局を駆けあい、町教育委員会として予算計上し、検査を実施できるようにはなったが、学校に在籍している児童生徒についてはなかなか理解いただけないのが実情である。可能であれば、特別支援学校の教育支援に係る小中学校支援の一環として実施していただきたいと考える。近隣市町に確認したところ、特別支援学校で支援してもらっている市町もあれば、当町のように、特別支援学校に要請しても「要請には応じられない」と回答をいただく場合もあるとのこと。 当町(町立小中学校を含む)においては、特別支援学校に一番ご支援いただきたい事柄は、前述した「児童生徒へのKABC-2やWISC4等の検査の実施である」ことをご理解いただき、計画の【具体的な取組】に、「・・・地域の学校や関係機関からの要請に応じた研修会への講師派遣、関係会議への参加、諸検査の実施等、地域における特別支援教育の推進、充実に努めていきます。」と記していただき、諸検査の実施を特別支援学校の責務として謳っていただくことを希望する。</p>	<p>障害のある幼児児童生徒の適切な就学や進路先の決定にあたっては、専門家の意見の聴取が重要であり、今後も福祉関係機関との連携、特別支援学校と市町村、地域、学校との連携を推進し、個々に応じた学びの充実に努めていきます。</p>
17	<p>寄宿舎の新たな活用方法の在り方についての研究 寄宿舎は、以前、特別支援学校が少なかった時代に、遠くの子どもが通えないことを想定してつくられたと聞きました。しかし、利用者が減っています。そこで、親が何らかの事情で通学させられない場合を想定し、寄宿舎の利用できるようにすることを提案します。 「医療的ケア児は、親が通学の面倒を見なければならない」という現実の縛りを、一刻も早く解き、仕事を持って安心して教育を受けさせられるようにするべきです。</p>	<p>特別支援学校卒業後の将来を見据えて、児童生徒が自立し社会参加できるようになることを目指し、「(仮称)寄宿舎の在り方検討委員会」を開催し、これまでの機能に加えて生活体験を行うための短期入舎など、寄宿舎の新たな活用方法の在り方について研究していきます。</p>

III ICTの利活用による教育の質の向上		
18	<p>障害の状態に応じた支援機器についてです。</p> <p>学習障害のお子さんをサポートする支援教材等の導入には事前の申請やソフトの導入が必要であったり、さらには無償ではないこと等課題があると思います。</p> <p>デジジー教科書や読み上げ教材等、学校で導入できるかは別として、支援機器の情報を担任の先生や保護者に積極的に提供する必要があると感じます。</p> <p>支援機器をはじめとした障害のサポートツールはそのお子さんが生涯にわたって活用していくものだと考えますが、知的障害、発達障害については具体的なツールがほとんど活用されていない印象です。支援者の長年の経験や指導技術による寄り添いは有り難いのですが、その支援者が常時必要になってしまいます。</p> <p>発達障害は目に見えない障害のため、つい本人の努力を求めてしまいがちですが、サポートツールは必要不可欠です。</p> <p>メガネや車いすのように、それを活用する前提において生活や学習が叶うと考えると、発達障害のサポートツールはその必要性も含めて認識が追い付いていないと感じます。生活するすべての場面で活用を促進させるためにも、担任の先生や保護者に積極的に情報提供をお願いしたいところです。</p>	<p>障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服や、児童生徒一人一人の学習指導の効果高めるため、障害の状態に応じた支援機器の活用を進めていきます。</p>
19	<p>ICT教育について</p> <p>ICTの利活用については、重複障害児教育や病弱教育における遠隔教育等の実績があり、コロナ禍の中で、新たな活用が期待されているところです。しかし、すべての学校で実施する際には、子どもの発達の問題、眼や姿勢など身体の問題、またデジタル依存等を防ぐといった生活の視点が求められます。教育内容に応じて適切な使用ができるよう、それらについても触れてください。</p> <p>実際、現場では、デジタル環境が十分ではありません。校務の円滑な遂行のためにも専門のSEを配置し、保守点検、トラブルへの対応ができるようにしてほしいです。また児童生徒一人一台のPCより、集団で視聴できるテレビやプロジェクターを増やしてください。</p>	<p>ICTの利活用については、障害のある幼児児童生徒が個々の障害の状態等に応じて使いこなせるよう教育の質の向上を目指します。また、児童生徒に情報活用能力を育てていくことができるよう、教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備等を進めていきます。</p>
IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実		
20	<p>キャリア教育について</p> <p>系統的なキャリア教育の推進では、個々の発達段階を踏まえた取り組みが必要なことはいうまでもありません。（第3章第2節IV）その観点から、現在、実施されている清掃や接客などの検定を小学部段階から取り組むことについては、違和感があります。</p> <p>子どもたちは、就労によって、自らの働きが賃金に換算されることを学習する前に、働くことの意味や働きたいと思う気持ちを発達段階に即して、ていねいに学習する必要があります。</p> <p>また、卒業後の生活では、年金制度や福祉制度など、将来にわたって活用できる地域のしくみを学習することも大切です。また、選挙権が18歳に引き上げられているので、主権者教育も実態に合わせて工夫していく必要があります。それらについて触れてください。</p>	<p>本計画により、系統的なキャリア教育を推進します。また、キャリア教育の具体的な学習内容については、各学校が、個々の障害の状態が発達段階等に応じて定めていきます。</p>

21	<p>「県教育委員会内に就労に関する相談窓口を設置し、障害のある職員が遠慮なく相談し、安定して働き続けることができるように、職業相談員やジョブコーチの有資格者の配置など、内容等に応じた多様な相談業務が行える体制の構築を図っていきます。」は大賛成です。加えて、埼玉県では失明した教員が補助の教員の助けを借りて学級担任を続けた事例がテレビ放送されていました。「職業相談員やジョブコーチの有資格者の配置」にとどめず、「補助教員の採用」や「教員の加配」による支援も必要です。さらに就労の入口に当たる職員の採用試験、教員の採用選考における障壁をなくすことも明記すべきです。教員採用選考に「障害者特別枠」が設けられたものの、実施要項のは「千葉県・千葉市が求める教員像」の1つには依然として「心身ともに健康」の語句が残されています。</p>	<p>千葉県教育委員会では、障害者雇用拡大に向けた取組と、相談体制の充実により、安定して働き続けることができるようにしていきます。</p>
22	<p>P. 53（主な施策3について）千葉県の障害者基本法との共通理念を持つ様々な取り組みを鑑みて、障害のある教員を積極的に採用することも共生社会の実現に大きな意味を持つと考えます。</p>	<p>誰もが地域や職場、学校などで共に支え合っ て暮らす共生社会の形成を目指します。</p>
23	<p>P. 54（主な施策4について）居場所づくりの難しい障害のある子どもの成人期を見据えて、学童期から継続的に参加できる学習講座があると良いと思います。</p>	<p>社会教育施設における学び直し機会の充実を 図っていきます。</p>
<p>V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上</p>		
24	<p>特別支援教育に関する専門性について 最初に触れたように特別支援学校の現場で教職員の「未配置」が進行しているのはゆゆしき問題です。また全体として、講師比率が高くなっています。学校によっては、1割を超え、一部、年度をまたいでの雇用が可能になりましたが、依然として講師の方々の雇用は不安定です。学校の様子や児童生徒の実態をよく理解している講師の先生方を含め、毎年的人事異動で大きく体制が変わることは学校としての専門性の蓄積にも影響します。 採用にあたっては、新採用者を増やし、特別支援教育枠では、特別支援教育の希望者を優先してください。また、人事異動に際しては、各教科の免許所持者をバランスよく配置し、小中高校への希望者がスムーズに転勤できるような体制を取ってください。 いずれも現状では難しいようです。 また人材育成のための役職がいろいろと準備されていますが、現場の担任の層を厚くし、教員の定数を崩すような配置はやめてください。また、校外の支援等には、再任用者を始め、意欲のあるOBの活用を積極的に図ってください。（第3章第2節V）</p>	<p>新規採用者数については、退職予定者数や再任用希望者数、児童生徒数の推移等を勘案し、中長期的な計画により決めてまいります。 また、小・中・義務教育学校及び高等学校と県立特別支援学校の教員が計画的な人事交流により、特別支援教育の一層の推進を図ってまいります。</p>
25	<p>P. 57（主な施策1について）専門性を要する特別支援教育を担当する教員のインセンティブの向上は肝要であると考えます。</p>	<p>指導力に優れた教員の知識と経験を校内及び地域で共有していく仕組みづくりを推進します。</p>
26	<p>P. 58（主な施策2について）特別支援教育を担う教員の専門性には大きなばらつきがあり、教育的な実践が行えない場合にリモートコンサル等、外部専門機関と連携できるシステムの構築が必要であると思います。</p>	<p>教育委員会が実施する研修講座について、研修ごとの系統性をより重視し、研修履歴を活用するなど教員が主体的に専門性の向上を目指す取組を推進します。</p>
27	<p>P. 63（主な施策4について）社会モデルを踏まえた研修は障害種別にかかわらず、学校経営においても障害の理解向上に繋がると考えます。</p>	<p>特別支援教育の推進に資するような学校経営の充実を図っていきます。</p>

28	<p>「特別支援教育に関する教員の専門性の向上」は将来を睨んで大事なことですが、それを掲げる前に、臨時的任用講師比率が小中高と比べても格段に高い問題や教員の未配置問題を解決しないことには、今、現実に特別支援学校に在籍している子どもたちの教育条件を保障できません。1月末に文部科学省が発表した実態調査の結果も今回の「計画」に盛り込むべきで、採用計画も早急に見直すべきです。</p>	<p>新規採用者数については、退職予定者数や再任用希望者数、児童生徒数の推移等を勘案し、中長期的な計画により決めてまいります。</p>
29	<p>「採用後は、特別支援学校での勤務経験を経た後に、小・中学校及び高等学校への異動を可能とし、全ての学校種における特別支援教育の推進に努めていきます。」についてはその通りと思えるが、現実には「高校への異動を希望してもなかなか実現しない」という話をよく聞きます。何人が希望して何人が実際に異動できたのか。小中高に各年度、何人ずつ特別支援学校の勤務経験者がいるのか、まずは現状を明らかにし、それを5年後、10年後にどこまで数字を上げていくのか、行政が得意とする数値目標で示してほしい。</p>	<p>県教育委員会及び市町村教育委員会が人事交流の意義を共通理解し、定期的に情報交換を行い、計画的な人事交流に努めていきます。</p>
基本計画全般・その他		
30	<p>「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画(案)」は、依然として、特別支援教育を推進するための人的・物的資源に触れられていないことです。15年前、国が特別支援教育体制に舵を切った際の方針に「現有の人的・物的資源の再配分」とありましたが、県単予算を含む大胆な予算配分がなければ、どんな素晴らしい計画も絵に描いた餅になってしまいます。1つの例ですが、現在、特別支援学校で教職員の「未配置」が問題になっているのをご存じでしょうか。昨年12月の段階で、県立特別支援学校では、33人の教員の代替が配置されておられません。学校の施設設備や教員配置といった教育条件整備を明示していただきたいと思えます。</p>	<p>障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えられるように、多様な学びの場の整備とに努めていきます。</p>
31	<p>本計画が県教委のHPで発表されたのが、1月13日、意見募集の締め切りまで約1ヶ月しかありません。「推進会議」の傍聴にも何度か伺いましたが、平日の昼間に実施されるため、参加者は多くありませんでした。加えて、各学校の教職員にどれだけ、この内容が共有されているのでしょうか、県に対して、管理職からの意見具申はあると思われませんが、本来なら各学校や地域で、説明会等が行われるべきものと考えます</p>	<p>パブリックコメントに合わせ、これまで関係団体や市町村教育委員会、各学校種の代表を通じて幅広く意見を聴取することに努めてきました。</p>
32	<p>特別支援学校在籍児童生徒数の増加について 特別支援学校在籍児童生徒数が、特別支援学級在籍、通級における指導を受けている児童生徒数と合わせて増加していることに対して、「個々の障害の状態等に応じたきめ細かな教育が少人数の場で受けられる」(第2章第3節2)という特別支援教育の「良さ」が書かれていますが、小学校では、未だ1学級の人数が35～40人など、通常学級における教育条件の問題が、特別支援学級、特別支援学校に子どもが集まる要因の1つになっていると思われま。す。「地域によっては、小・中学校の学級定数の減少が思ったほど進んでいないこと」も増加の要因の1つとして補足してください。</p>	<p>特別支援学校の在籍者数の増加の要因は、様々であると考えています。</p>

33	<p>私は発達や育ちに心配のある子育てをする保護者の居場所づくりを行っています。お母さん達の声に耳にする立場から思うことを少し書かせて頂きます。</p> <p>親子にとって学校は生活の大部分を占めるので話題もよく挙がります。その中でも気になるのは、就学相談や不登校支援、発達相談など、親子を支える支援の取り組みの情報を知らなかったために1人で抱えてしまっている保護者の存在の多さです。</p> <p>役に立つ情報は保護者の横のつながりの中で広まっていくものですが、発達や育ちに心配のある子育てをしている保護者は孤立しがちで情報をシェアするコミュニティを持たない方が多くおられます。必要な情報を届けるには、今よりさらに方法を工夫するなど対策を必要だと感じます。</p> <p>また、発達障害のお子さんの多くは、その生きづらさから二次障害として精神疾患を発症しています。ご存知のように、発達障害よりも精神疾患の方がさらに周囲の理解や支援が足りません。症状の一つとして希死念慮があり、命にかかわる疾患です。これを予防することは喫緊の課題と考えています。</p> <p>学校教育のシステムは、多くの子ども達を一斉に効率よく学びを授けるには長けていますし、先生方も高い技術で学級を運営しておられると感じます。しかし、多様な生き方を認める教育を学校だけで行うのは、先生方お一人お一人に大変なご苦労を強いることにもなるのではないかと感じます。</p> <p>学校教育の内容向上は願っているところですが、不登校のお子さん達に学校以外の学びの場を勧められるようになったように、積極的に外部の力を使って多様な子どもたちに向き合っていけたらと思います。</p>	<p>障害のある幼児児童生徒の教育について、障害のある幼児児童生徒の教育について、高い専門性のある外部人材の配置及び活用を通して、各学校における特別支援教育の指導、支援体制の充実、教職員の指導力向上を図るとともに、学校を支える外部人材の配置を推進し、各学校の指導、運営体制の強化を図っていきます。</p>
34	<p>「7点検評価」の本文2行目 具体的な研究を行うために⇒具体的な研究を行うために</p> <p>「千葉県特別支援教育研究推進会議」の設置目的はあくまでも研究であり、そのための委員構成となっているはずですが。後期計画の見直しや10年後の次期計画に関する議論をこの「会議」で行うなら、「会議」の委員に現場の教職員団体の代表も入れる必要があります。</p>	<p>千葉県特別支援教育研究推進会議は、本県の特別支援教育推進について、緊急を要する課題及び中・長期的な課題について具体的な検討を行うために設置されているものです。</p> <p>計画を策定するための参考として御意見を伺っていますが、本計画を決定するための機関ではありません。</p>
35	<p>グラフ1、グラフ2とも、縦軸の最下部の目盛りは本来0と決まっているので、二重波線の処理が必要です。無理に縮尺をずらすことで変化を必要以上に誇張することにもなるので、好ましい表現方法ではありません。数学、統計学関係者の意見も聞いてください。13ページのグラフ3・4は最下部の目盛りが0となっているので、この形式にそろえるのが公平な表現かと。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>